

平成30年度 愛知県公立高等学校を めざす皆さんへ（中学校3年生用）

このリーフレットは、中学校3年生と保護者の皆さんに向けて作成したものです。

平成30年度入学者選抜の日程

	全日制課程	定時制課程	通信制課程
2 月	一般選抜・推薦選抜等 ① 願書受付 ・推薦選抜、海外帰国生徒選抜、 外国人生徒等選抜 2月21日(水)、23日(金) ・一般選抜 2月22日(木)、23日(金) ② 一般選抜志願変更 2月26日(月)、27日(火)	前期選抜 ① 願書受付 2月27日(火)、28日(水)	前期選抜 ① 願書受付 2月23日(金)から26日(月) まで (受付は土曜日・日曜日を含む)
	③ 音楽科特別検査（専攻別検査） 3月2日(金)、3日(土) ④ 学力検査 Bグループ 3月8日(木) Aグループ 3月12日(月) ⑤ 面接・特別検査 外国人生徒等選抜学力検査 Bグループ 3月9日(金) Aグループ 3月13日(火) ※ 特別検査は、一部の学科 で行います。 ⑥ 合格者発表 3月19日(月) 第2次選抜 ※ 第2次選抜は、一般選抜で 欠員が生じた学校・学科で実 施します。 ① 願書受付 3月22日(木) ② 志願変更 3月23日(金) ③ 入学検査 3月26日(月) ④ 合格者発表 3月27日(火)	② 志願変更 3月2日(金) ③ 入学検査 3月7日(水) ④ 合格者発表 3月9日(金) 後期選抜 ① 願書受付 3月20日(火)、22日(木) ② 志願変更 3月23日(金) ③ 入学検査 3月26日(月) ④ 合格者発表 3月27日(火)	② 入学検査 3月4日(日) ③ 合格者発表 3月7日(水) 後期選抜 ① 願書受付 3月22日(木)から28日(水) まで (受付は土曜日・日曜日を除く) ② 入学検査 3月29日(木) ③ 合格者発表 3月31日(土)

○ 連携型選抜

連携型中高一貫教育校である県立新城東高等学校作手校舎（人と自然科）、県立田口高等学校（普通科・林業科）において実施します。

① 願書受付 2月14日(水)、15日(木) ② 面接等 2月19日(月) ③ 合格者発表 2月20日(火)

○ 全日制課程一般選抜における追検査について

急病又は交通事故等のやむを得ない理由により学力検査当日に受検できなくなった場合には、出願先の高等学校長の承認を得て、A・Bグループそれぞれの学力検査の翌々日に、追検査を受検することができます。中学校長を経て申請します。

障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある入学志願者への配慮について

○ 中学校長から志願先の高等学校長に提出された「受検上の配慮に関する申請書」に基づき、必要な調整を行った上で、学力検査や面接などにおいて、座席の移動などの配慮がなされます。

○ 「受検上の配慮に関する申請書」を提出する入学志願者のうち希望する人は、「自己申告書B」を提出することができます。

長期欠席者等にかかる選抜方法について

○ やむを得ない事情により、長期間授業を欠席している人を対象として、全日制課程の一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科で実施しています。

○ 希望する人は担任の先生に相談してください。

「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の推薦選抜について

- 本県の公立高等学校全日制課程推薦選抜には「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の選抜基準があります。
- 推薦選抜における「恵まれない環境」とは、保護者が次表の(1)から(3)までの事由のいずれかに該当する場合もしくは志願者が(4)の事由に該当する場合をいい、事由を証する書類は「証する書類」欄のとおりです。
- この推薦選抜は、保護者もしくは本人からの申し出を受けて、中学校の審査を経て中学校長から推薦されることになっています。希望する人は担任の先生に申し出て、下の表に示した「証する書類」を各中学校が定める期間内に提出してください。

事 由	証 する 書 類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証する書類又は既に発行されたもので、現に保護を受けていることが立証できる書類
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	(2) 市町村長が発行する非課税証明書もしくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書
(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。）	(3) 県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む。）が発行する児童扶養手当証書
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養護に欠ける児童として措置されている者	(4) 児童相談所長もしくは児童福祉施設長が発行する措置されていることを証する書類

- (注) 1 事由(2)による場合、証する書類は、父母双方のものを添付すること。
 2 証明書類は、入学願書提出時における最新のものとする。
 3 県立高等学校においては、(2)及び(3)の証する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に兼用することができる。
 名古屋市立高等学校においては、(1)から(3)までの証する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に兼用することができる。

公立高等学校全般に関する情報や入試に関する情報は、ホームページをご覧ください

○ 愛知県教育委員会のホームページ

・ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>
 平成30年度入学者選抜についての情報や平成29年度入学者選抜の志願状況などをご覧ください。

・ <http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kotogakko/singaku/>
 「専門教育を主とする学科への進学指導資料」

○ 名古屋市立高等学校のホームページ

・ <http://www.highschool.nagoya-c.ed.jp/>

その他、公立高等学校への入学に関することは、下記へお問い合わせください。

愛知県教育委員会高等学校教育課 進路指導グループ

電話 052-954-6786 (ダイヤルイン)